

令和8年度

いじめ防止対策 基本方針

(いじめ対策マニュアル)

令和8年4月 一部改訂



桜学園



つくば市立九重小学校

1 いじめ問題の基本的視点

(1) 「いじめ」の定義

文部科学省の定義によると、「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされています。さらに、起こった場所は「学校の内外を問わない」とされています。

これを踏まえると、個々の行為が「いじめ」に当たるかは、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う必要があることとなります。

また、「いじめ」という行為には、①一人又は集団で、特定の者に対して暴力を振るったり、仲間はずれにしたり、集団による無視などを繰り返したりして、長期にわたり相手に精神的、肉体的な苦痛を与える行為という側面と、②いじめは、相手に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、本人自身の心身の健全な発達をも阻害するものであり、児童生徒の人格形成上見逃すことのできない大きな問題である、という側面があります。

(2) 「いじめ」に該当する具体的な内容

いじめに該当すると思われる内容は、大きく4つの面から捉えることができます。

① 肉体的苦痛を与えるもの

殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、倒す、閉じ込める、たたく、髪の毛を引っ張る、水や泥をかける、プロレスごっこが強要、つねる、けんかをさせる、火を押し付ける、鉛筆やコンパス・画鋏などを突き刺す 等

② 精神的苦痛を与えるもの

ア. 無視 話しかけない、返事をしない等

イ. 嫌がらせ 物を隠す、汚す、壊す、冷やかす、からかう、嫌がるあだ名で呼ぶ、落書きをする

悪いうわさをながす、いたずら電話をする、使い走りをさせる、質問を強要する

発言に故意に反論する、親切の押し付けをする、

携帯やパソコンから悪質なメールを送る等

ウ. 言葉によるもの 相手の嫌がる言葉で攻撃する

(キモイ、ウザイ、デブ、バイキン、ぶた、不潔、死ね、等)

エ. 仲間外れ 集団に入れない、そばに近寄らない、一緒に行動を取らせない、みんなでいらお

暴言を吐く 等

③ 犯罪行為

金品の強要、万引きや窃盗の強要暴力(殴る・蹴る) けがを負わせる等

④ 性的ないじめ

服を脱がす、抱きつかせる、性的行為の強要等

⑤ いじめと刑法の関係

「いじめ」の行為のほとんどは、法律に触れる犯罪行為でもあります。

い じ め の 態 様 例	暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする（被害者が13歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当）	強制わいせつ罪 刑法176条
	水や泥をかける 叩く 蹴る 蹴る 小突く 物をぶつける 胸ぐらをつかむ 押し倒す 髪の毛を引っ張る/切る つねる プロレスごっこ等の強要	暴行罪 刑法208条
	上記の行為等により、けがを負わず 火を押しつける	傷害罪 刑法204条
	言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法222条
	性的行為を強要する 裸になることを強要する	強姦罪・強要罪 刑法177・223条
	インターネット上や黒板等において、実名を挙げて中傷する	名誉毀損罪・侮辱罪 刑法230・231条
	他人の持ち物を盗む 自分の欲しい物を、他人に盗ませる	窃盗罪 刑法235条
	金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法249条
	持ち物を壊す 捨てる 落書きする 服を破る（物の形状が元に戻らない程度）	器物損壊罪 刑法261条
	裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する 裸の写真をメールで送信する/インターネット上に掲載する	児童売春・児童ポルノ禁止法
人を教唆（飛び降りろなどと言う）して自殺を促す	自殺教唆 刑法202条	

※被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪 ← 下線部は、親告罪(注)

(3) 「いじめ」の深刻度について

「いじめ」は、内容によってその深刻度が異なります。できるだけレベルが低い段階で早期発見し、対応することが大切です。深刻度によって、対応の方法が異なってきます。

いじめの深刻度レベル	
レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。 いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベルⅤ	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

【岩手県立総合教育センター教育相談担当 平成21年3月より転載】

(4) いじめの構造

いじめが発生するときには、所属する集団の児童生徒の間に「いじめの四層構造」ができあがっていることが多いと思われます。いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立しています。いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじている人」に見えます。さらに、見て見ぬふりをしている児童生徒がおり、結果としていじめを黙認していることとなります。

- *被害者(いじめられている者)
- *加害者(いじている者)
- *観衆(周りではやしたてる者) → いじめを助長・促進する働き
- *傍観者(見て見ぬふりをする者) → 結果としていじめを支持する働き

いじめが発見されるきっかけになる情報提供がある場合には、上の四層構造以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」がいる場合があります。この層は「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した児童生徒です。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えています。このいじめに対する批判層をどうやって育てていくかが、いじめ防止指導の課題です。



*カット 岡山県人権教育ワークシートより転載

- *傍観者も加害者である
- 「いじめに加担したつもりはない」「被害を与えるようなことは何もしていない」
- 確かに個人の行為ではそうである。しかし、いじめへの反作用が起きなければ、いじめを助長することになってしまう。「被害者」から見れば、助けてくれない人は、加害者の仲間である。
- 「観衆」と「傍観者」は「被害者」にまわる可能性があり、「加害者」に変身することもある。子どもたち自身による歯止めを失った状態は、集団の自己制御機能が脆弱化した証である。

(5) 新しいタイプのいじめ

旧来型のいじめは、いわゆる「いじめられやすいタイプ」の児童・生徒が、学級集団や部活動集団の中でいじめられるという、比較的発見しやすいタイプのものが多かった。これは、集団の中で「仲裁者」を育てることや、「傍観者」や「観衆」を作らないことで対応することができた。

しかし、現在の児童生徒には、必要以外の人とはあまり関わらない傾向が見られ、少人数の仲間の中では濃密な関係が醸成されることが増えてきた。濃密な人間関係の中では、グループ内に向かっては強い「同調圧力」がかかり、グループ外に対しては強い「無関心圧力」が生じる。また、現在の児童生徒は、孤立を恐れて居場所を確保しようとするため、グループ内ルールには強く反応する。そのため、新しいタイプのいじめが出現してきている。

① 仲良しグループ内いじめ

これは、数人で形成される仲良しグループ内でおきるいじめである。自分たちのグループの約束（「より良くしよう」などという理由）を決め、守れない子を「鍛える」「直してあげる」などとして制裁を加え、実質的には、いじめをしていることになるタイプである。グループ内の結束を固めるために自分たちの中でイベントを考え、社会の常識を越えた行動をしてしまうこともある。グループに所属する限り参加しないことは不可能である。

② 遊び型いじめ

これは、一見仲の良いグループ内で、ふざけ合いが行われているように見えるが、実は深刻な状況に陥っているタイプである。孤立を恐れるあまり、グループ内での自分の「キャラ」を演じ、グループ内の「空気を読む」ことで無理に「ノリ」よく行動し続け、不当ないやがらせを受け続けても笑顔でしのぐ。いじめられている児童生徒以外の仲間は、当人が笑顔でいるため、苦しんでいることに気づかない。そして、限界に達したところで悲惨な出来事が起こる。前日まで、にこにこ笑いながらじゃれ合っていた子が突然自殺したということになる。グループの「空気」や「ノリ」が最優先で動き、その子の「キャラ」だからとグループ内の子は納得するので、深刻な状況に気づくことができない。このタイプも、グループに所属する限り参加しないことは不可能である。

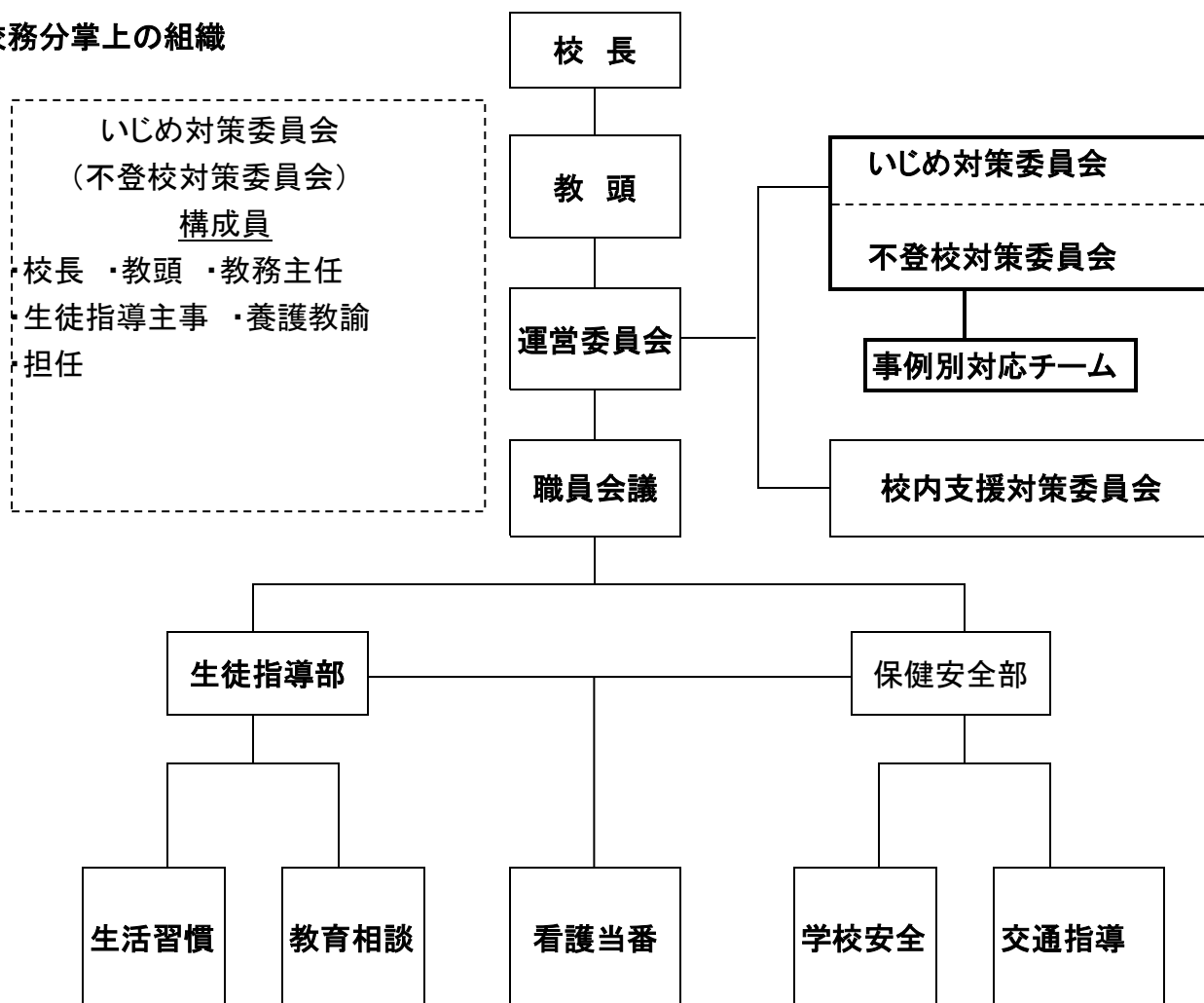
実は、これらのいじめは昔からあるものである。必要ない人との「関わりの希薄化」と、限定された仲間内の「濃密な人間関係の醸成」という、児童生徒の人間関係の変化により、出現率が増加してきたものである。旧来型に比べて「いじめ」の発見が難しいだけでなく、気づいたときには酷い状況であることが多い。

2 いじめ対策 年間活動計画と組織

月	いじめ対策に直接関わる内容	関連の深い内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校のきまりの共通理解 (学習・生活の決まり) ● いじめ対策基本方針の確認 ● 生徒指導全体計画の確認 ● 連休中の生活について(手紙・指導) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧担任からの引き継ぎ (人間関係、家庭状況など) ● 全児童生徒の顔写真の撮影 ● 家庭環境調査表の確認 ● 家庭確認 ●
5	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣の定着 ● 指導上配慮を要する児童生徒の把握 ● 生徒指導上の出来事確認(毎週) ● SOSの出し方に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣の共通理解 ● 児童生徒の実態把握
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回 いじめに関する実施把握 (学校生活アンケートの実施) ● 第1回 いじめゼロフォーラム実施 ● 生徒指導上の出来事確認(毎週) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態把握、共通理解 ● 水泳学習前の児童の把握 ● 小中合同挨拶運動
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育相談の実施 (家庭生活、交友関係の把握) ● 生徒指導上の出来事確認(毎週) ● 夏休みの生活について(手紙・指導) ● 校内オンライン窓口の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットモラルに関する教室 (外部講師招聘)
8	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期休業中の児童生徒の生活状況把握 ● 気にかかる児童生徒への連絡、家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒指導研修の時間の確保 ● 校内研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏季休業明けアンケート実施 ● 夏休みの生活について情報交換 ● 生活習慣の共通理解 ● 生徒指導上の出来事確認(毎週) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動会前の健康上留意する児童生徒の把握
10	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校のきまりの確認・見直し (冬の服装、荷物の置き方の確認) ● 生徒指導上の出来事確認(毎週) ● 児童生徒との個別面談の実施 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回 いじめに関する実施把握 (学校生活アンケートの実施) ● 生徒指導上の出来事確認(毎週) ● 登下校の安全確認 ● 第二回 いじめゼロフォーラム実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態把握、共通理解 ● 不審者対策 ● 小中合同挨拶運動
12	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育相談の実施 	

	(家庭生活、友人関係などの把握) ● 生徒指導上の出来事確認(毎週) ● 冬休みの生活について(手紙・指導)	
1	● 冬季休業明けアンケート実施 ● 情報交換 ● 生徒指導上の出来事確認(毎週)	
2	● 生活目標の見直し ● 生徒指導上の出来事確認(毎週) ● 指導上配慮を要する児童生徒の経過報告	● 児童生徒の実態、変容の把握 ● 職員間の共通理解
3	● 生活目標、学校のきまりの見直し ● 生徒指導上の出来事確認(毎週) ● 春休みの生活について(手紙・指導)	● 次年度に向けての見直し ● 次年度生活目標の提案

校務分掌上の組織



3 いじめを未然に防止するための方策

いじめを未然に防止する重要なポイントがあります。確認して確実に指導することが大切です。

(1) いじめの「治療的予防」と「教育的予防」

① 治療的予防

治療的予防とは、早期発見や早期対応の徹底や発生の予測など、問題を起こしそうな児童生徒を念頭に置いて行う問題対応型の予防である。「直す」ことによるいじめの予防とも言える。

② 教育的予防

教育的予防とは、問題を起こしそうな児童生徒に特化することなく、全ての児童生徒が問題を回避したり解決できたりする大人に育つことを目標に行われる予防である。児童生徒が「変わる」「育つ」ことによる予防と言える。

(2) 保護者や地域との連携

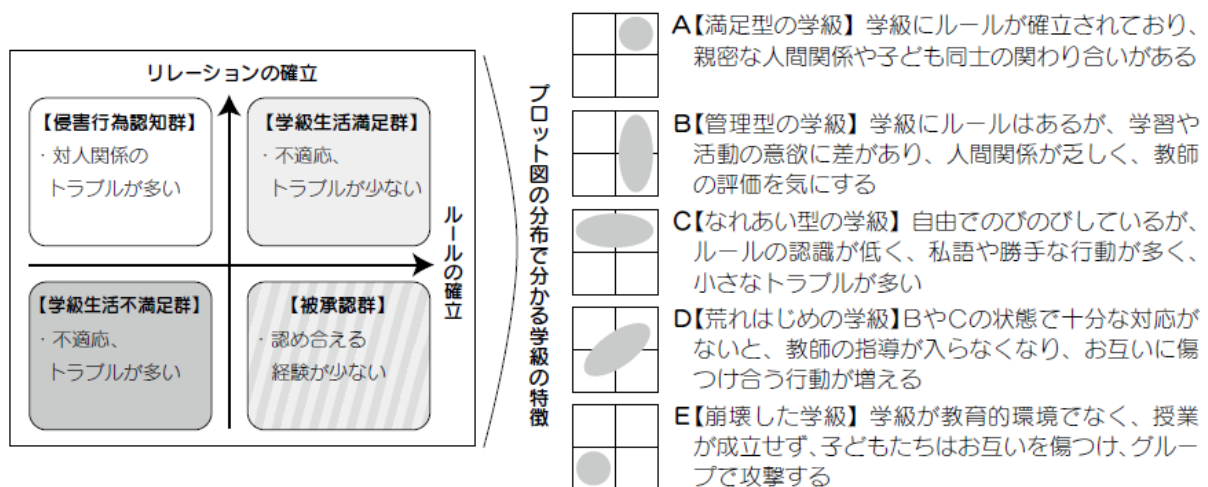
いじめの未然防止の取組としてよく言われるのが、早期発見・早期対応です。その大切さは、今更言うまでもないですが、これも事後対応にすぎないです。大人が発見した時点で、既に被害者は少なからず傷ついています。したがって、校内に限らず、保護者や地域との連携を図り、児童生徒の情報収集を十分行い、様々な面からいじめ予防に取り組む必要があります。

(3) 特別活動等の充実

特別活動では、次の4つの指導がいじめの予防に大切と言われています。

① 学級集団の育成

学級集団の状態を捉え、ルール遵守とリレーションを改善し「満足型」の学級をつくる。



② 「絆づくり」という指導

「絆づくり」とは、児童生徒が主体的に取り組む挙動的な活動を通して、児童生徒自らが絆を感じ取り、

紡いでいくことを指しています。絆づくりを進めるのは、児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり」です。

③ 「居場所づくり」という指導

「居場所づくり」とは、児童生徒が安心して自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指します。教職員は、児童生徒のためにそのような場をつくり、児童生徒はその場を享受します。

④ 「自己有用感」の育成

授業や行事の中ですべての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし("絆づくり"のための場づくり)、彼らの「自己有用感」が高まれば、いじめには向かわないと言われています。他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を、児童生徒全員が獲得できるような活動体験(異年齢活動、奉仕活動など)を提供していくことが大切です。

⑤ 社会常識を考慮する力の育成

学級集団のほとんどの活動は、それを教師が同行指導しています。そのため、教師によって集団行動の優先順位や基準などは適切に指導され、社会の常識に近づけていくことができます。しかしながら、大人の目が届かない場所での少人数グループ行動では、グループ独自のルールが創り出され、それが社会常識からはかけ離れたものになることがあります。

これを防ぐためには、学級集団や部活動集団等での社会常識に関する指導を継続し、児童生徒にしっかりと社会常識にあった行動基準を根付かせ、少人数グループ内で社会常識にあった行動基準が創り出されるようにしていくことが大切になります。

このためには、日常的に、適切な社会常識を教えたり考えさせたりする指導が大切になります。また、濃密な少人数グループでの行動では、それが適切なものであれ不適切なものであれ、不参加が不可能であることを教え、自分の属するグループ内で、社会常識を逸脱した行動が行われたりルールが創り出されたりした場合には、それを批判して修正する必要があると、場合によっては、集団からの離脱を決意する勇気をもつ必要があることを教えていくことも大切になります。こうした指導を通して、児童生徒が自分たちのグループをよりよく形成していくことの大切さを考えられるようになることが重要です。

⑥ 「異質」を許容できる集団の育成

学級集団では、自分たちの学級に対する所属意識を強めたり、居場所をつくったり、絆を創り出したりするために、一つのことに向かって力を合わせて努力していく指導が行われます。また、学級集団はルールやマナーを理解させ守るための核となる集団でもあります。このような必然性をもつ学級での指導では、集団への「同調圧力」が強まり、「異質」を排除する雰囲気が醸成されていきます。

少人数グループで起こりやすい新しいタイプのいじめでは、強い「同調圧力」と強い外への「無関心圧力」や「異質の排除」が原因になります。力を合わせて協力していくことに加え、異質なものを、異質なことを許容することの大切さを教師が示し、異質を許容できる集団を育成していくことが大切になります。

(4) 生徒指導の充実

① 集団指導と個別指導

ア 集団指導

学級づくり、授業づくりを通して、児童生徒が互いの特性を理解し合い、互いに助け合って共に伸びていこうとする集団を作ることです。ルールを守る、時間を守る、授業規律を守る、見通しをもつなどの指導を指します。

イ 個別指導

困難を感じている児童生徒の背景を理解し、必要な支援を行うことです。いじめなどの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があります。LD・A DHD・高機能自閉症、広汎性発達障害等の有無の視点をもつことが大切です。

② 問題行動への対応

○「いじめられたらやり返す」を許さない

いじめられたら反対にやり返せばよい、それこそが最大の被害防止であるという主張があります。我が子さえ被害に遭わなければよいという人には受け入れられやすいですが、弱かった児童生徒が強くなっても、誰か別の弱い児童生徒が犠牲になるだけで、いじめは減りません。

○「いじめられる側にも責任がある」を許さない

いじめは、いじめる者が悪いです。いじめを受けた者が、いじめと思ったらそれはいじめです。(被害者救済の考え方)

○「いじめ」と「暴力・犯罪行為等」を混同しない

いじめの悩みの中には、「万引き」や「自転車等の窃盗」を強要された、集団による暴力、一方的な暴力を受けた等があります。この場合、「いじめ」の問題として対応するだけでなく、「暴力」や「犯罪」ともかかわる事象との認識に立って対応することが大切です。対応を誤ると「いじめ」の指導の陰で犯罪へ結びつく「芽」を見逃すこととなり、事象の本質に迫る指導が適切になされなくなります。「万引き」や「自転車窃盗」の強要は、「いじめ」であると同時に「犯罪を強要する行為」であることを、周囲の者がしっかりと認識した上で、いじめの被害者や加害者に対応することが大切です。小学校の中高学年でも発生の可能性はあります。

4 「いじめ」早期発見のポイント

(1) 児童生徒の生活・行動からいじめを発見するポイント

① いじめられている側のサイン

	チェック項目	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える(3日目までにチェック)。 ・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。 ・元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。 ・出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 ・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。 ・教師と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・周囲がなんとなくざわついている。 ・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室、トイレによく行くようになる。 ・用具・机・椅子等が散乱している。 ・教科書、ノート等に落書き、汚れがある。 ・授業道具等の忘れ物が目立つ。 ・決められた座席と違う場所に座っている。 ・正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 ・他の児童生徒から発言を強要される、突然個人名が出される。 ・グループ分けて孤立する。グループ活動で話しかけられない。 ・学習意欲がない、学習内容が理解できなくなる等学習状況の悪化がある。 ・授業中ぼんやりして、作業が継続しない。 ・周囲の子どもが机、椅子を離して座ろうとする(2~3cmの隙間) ・どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間に自分の席から離れないようにしている。 ・トイレや相談室等にこもっていることが多い。 ・訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室、保健室に来たりする。 ・遊びと称して友だちとふざけあっているが表情がさえない。 ・一緒に遊んでいる友だちに、相当な気遣いをしている。 ・遊び時間等で使った道具等の片付けをいつもさせられている。 ・一人で寂しそうに教室に帰ってくる。 ・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。 ・理由もなく服を汚していたり、擦り傷等が見られる。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

給食時	<ul style="list-style-type: none"> ・机を寄せて席を作ろうとしない。寄せても隙間がある。 ・食べ物にいたずらされる。(盛りつけない、多く盛りつける、意図的な配り忘れ) ・順番に並ぶ必要があるとき、特定の子のそばに並ばない。 ・腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。 ・笑顔がなく、黙って食べている。 ・特定の子もだけが片付けをさせられている。 ・特定の子が好きなものを他の子どもからもらい集めている。 ・早食い競争をさせられている。 ・特定の子もがエプロンを複数洗濯している。 ・給食、弁当を一人で食べていることが多い。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
掃除中	<ul style="list-style-type: none"> ・他の子どもと一人離れて清掃している。 ・特定の子もが清掃をしているとき、邪魔をしたりふざけた言動をしていたりする。 ・目の前にゴミを捨てられる。 ・清掃が終わっているのに、後片付けを一人でしている。 ・衣服が汚れたり、ぬれたりしている。 ・清掃後の授業に遅れてくることが頻繁にある。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ・帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。配布したプリント等が特定の子にわたらない。 ・特定の子もが帰りの会で追及される。 ・何か起こると、いつも特定の子のせいにされる。 ・用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。 ・あわてて下校する。又はいつまでも学校に残っている。 ・下校の通学路で、友だちが待ち伏せし、荷物をもたされたり、自転車通学なのにたびたび走られる。 ・靴や鞆、傘など持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。さがしても見つからない。 ・班ノートや学級(ホームルーム)日誌に何も書かなくなる。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・普段明朗活発な生徒が、ふさぎ込む、おどおどする。 ・教師と視線があわない。話す時に不安そうな表情をする。 ・不自然な言動が見られ、周囲の動向をかなり気にする。 ・頭痛、腹痛、体調不良を訴えて、保健室等に行きたがる。 ・悪口を言われても愛想笑いをしている。 ・宿題や集金などの提出物が遅れる。 ・教科書や机、物にいたずら書きをされる。 ・特定の子も机や持ち物にさわろうとしない傾向がある。 ・連絡帳や生活ノート、日記、絵画等にかげりのある表現が見受けられる。 ・席替えや班決めて、特定の児童生徒の隣や近くの席をいやがる。 ・ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員に選ばれる。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

・嫌がらせの手紙や紙切れがある。	<input type="checkbox"/>
・掲示作品、黒板、壁等に中傷やいたずら書きが見られる。	<input type="checkbox"/>
・一人では何もできず、1日中特定のグループで固まって行動している。	<input type="checkbox"/>
・「何か心配なことはないか」「いじめられていないか」との教師の問いに、数秒間をおいて答える。	<input type="checkbox"/>
・プロフ、裏サイト等に、顔写真、個人情報、誹謗中傷がのせられる。	<input type="checkbox"/>

③ いじめている側のサイン

・教室や廊下、階段で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。	<input type="checkbox"/>
・ある子どもにだけ、周りの子たちが異常に気をつけている。	<input type="checkbox"/>
・友だちの発言に対して、他の友だちと顔を合わせて、距離をとったり、笑ったり、さげすんだように反応している。	<input type="checkbox"/>
・特定の子どもの発言に周りの子たちが迎合する。	<input type="checkbox"/>
・仲間だけにわかるようなサインや隠語を使っている。	<input type="checkbox"/>
・教師が近づくと、急に仲のよいふりをする。	<input type="checkbox"/>
・教師が近づくと、グループの児童生徒が不自然に分散する。	<input type="checkbox"/>
・自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の子がいる。	<input type="checkbox"/>
・教師によって態度を変える。	<input type="checkbox"/>
・教師から誤解されている（悪者扱いされている）と思いこんで、すぐ、むきになったり、行動、動作が乱暴になったりする。	<input type="checkbox"/>
・友だちからの声かけを意図的に無視している。	<input type="checkbox"/>
・友だちとの会話の中に差別意識が見られることがある。	<input type="checkbox"/>
・金品や物の貸し借りを頻繁に行っている。	<input type="checkbox"/>

(2) 児童の欠席状況からいじめを発見するポイント

児童が欠席を始めた当初から理由を確認し、いじめ問題対策が必要かどうかを見立てていくことは重要です。欠席日数によるいじめの見立ては、基本的に次のような手順で行います。

第1段階 欠席1日目からの対応(学級担任による対応)

- 1) 担任が欠席理由を確認し把握する。
- 2) 学級担任等による電話連絡や家庭訪問を実施する。

第2段階 連続欠席3日からの対応(校内での情報共有、複数による対応)

- 1) 養護教諭から担任・管理職への状況報告
- 2) 関係職員(担任、担当学年職員、養護教諭、生徒指導主事、関係職員)の話合い
による不登校の原因や背景の把握を行う。
- 3) 対応方法を検討し、家庭訪問等を引き続いて実施する。

第3段階 連続欠席、通算欠席を考慮しての対応(サポートチームによる対応)

不登校対策委員会・いじめ対策委員会を開催し対応を開始する。

5 いじめ発生時の基本的な対応姿勢

(1) 被害者(いじめられた側)に対して

① 訴えを丁寧に聞き、事実を正確に把握する

受容的な態度で、児童生徒に対して誠意をもって向かいます。いつごろから、誰によって、どんな理由で、どんなふうにいじめられたのかを、そのつらさや苦しさを共有しながら本気で聞きます。また、仕返しなどの不安感の除去に努めることが不可欠です。訴え続ける児童生徒には、いじめは続きません。訴えなくなった児童生徒が、いじめの「被害者」にされるのです。

また、令和5年4月1日施行の「子ども基本法」では、こどもからの意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすい環境づくりや、こどもの意見を聴く職員の姿勢が重要だと述べられています。具体的には、宮城県教育委員会「いじめ対応の手引き」に見られます。

まずは、児童生徒が安心して話せる環境を整え、児童生徒が話しやすい教職員が聞き取ります。

いじめの端緒をつかんだら、気になる児童生徒から「嫌な思いをしていないか。」「困っていることはないか。」について聞き取ります。その際、児童生徒が「大丈夫」「特にない」などと言った場合も注意して見守っていくことが大切です。また、2、3日程度期間を空けたり、養護教諭やスクールカウンセラー等学級担任以外の教職員が聞き取ったりすることが必要な場合もあります。

具体的に苦痛に感じていることは何か、どのようになることを望んでいるのか、本人の希望を聞き取ります。〔学校及び教職員の責務:いじめ防止対策推進法(以下「法」)第8条〕

被害児童が複数いる場合や、加害児童にも同時に聞き取りを行う場合などは、学年職員や養護教諭、管理職などに入ってもらい、適切なタイミングで聞き取りを行うことが重要です。

② かかわりながら自立を促す

いじめられた児童生徒にも問題があるという考えは、指導者にあってはならないです。

指導者は、児童生徒の良き理解者として温かく包み込む姿勢で、児童生徒とかかわりながら、次第に自

立していけるように援助していきます。

(2) 加害者(いじめた側)に対して

① いじめの事実に対して毅然と指導する

いじめ行為は、「命にかかわる重大なこと」であることを気付かせ、毅然とした態度で指導します。いじめ行為は、人間として絶対に許されない行為で、社会の規範に外れることであると毅然とした態度で指導します。留意点として、いじめを行った「事実」とその人の「人格」とを区別して指導することが大切です。(行為や事実に対して指導するということ)

被害者の身体に危険が及ぶことが予想される場合などには、加害児童生徒を「出席停止」とすることも考えていきます。

② いじめられた者の苦しみや心の痛みに気付かせる

いじめられた側の心の痛みに気付かせながら、内面に深く迫る指導を粘り強く行います。

留意点として、指導は迅速でなければならないが、解決を急ぐあまり、不満や遺恨が残り、反抗的な態度を取ることはないようにします。また、表面的な沈静に終わることのないように注意します。簡単に謝罪させてしまうと、この重大性を認識しないでしまったり、深く反省する前に、加害児童生徒が意識の中で勝手に一区切りつけてしまったりしてしまうことがあるので、十分に指導し、反省させてから謝罪させることが大切です。

加害児童生徒が行ういじめの背後に潜むものとして、次のものが考えられます。

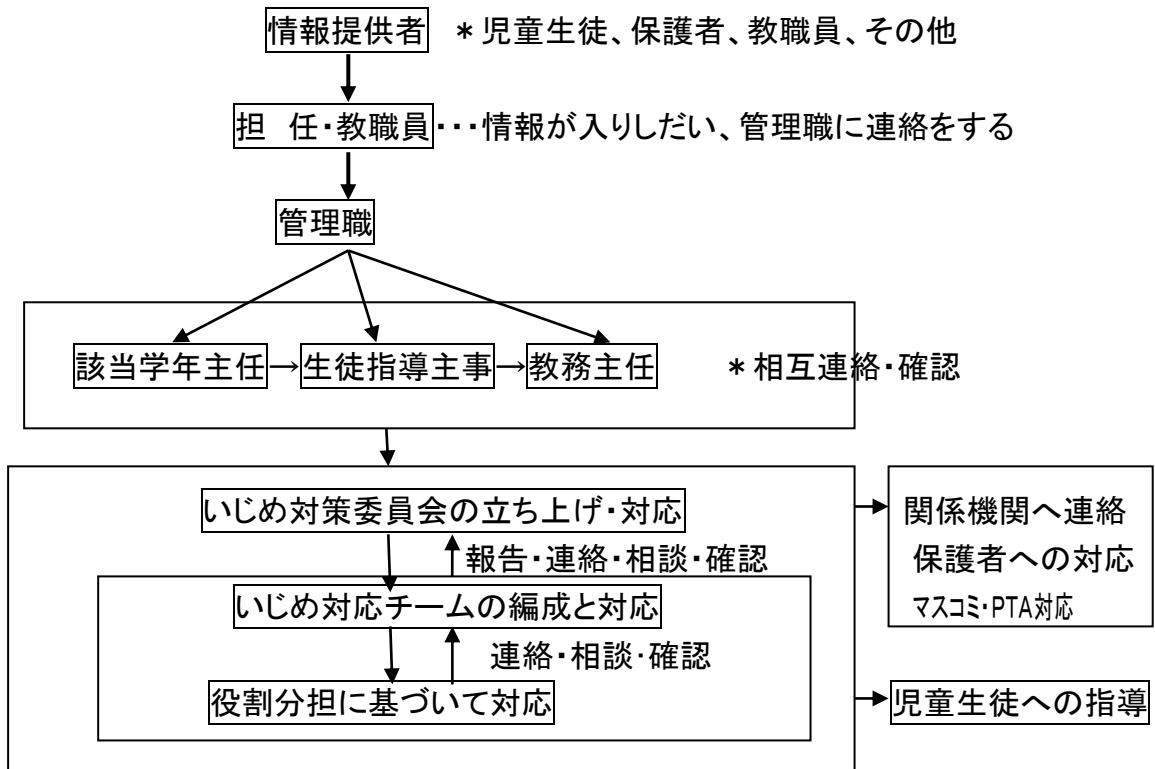
- ア 人間形成の歪み
 - イ 自己表現の乏しさ
 - ウ 自己存在感がもてない不満
 - エ ストレスを解消できない不満
 - オ 対人関係の未熟さ
- 等

(3) 観衆や傍観者に対して

自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらいいかを考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを、勇気をもって行動できるように指導します。見て見ぬふりをすることは、いじめ行為に通じることを理解させます。助けられない人は、被害者から見れば加害者の仲間です。

6 いじめ発生時の対応（いじめ対策委員会の活動）

(1) いじめ情報が入った場合の情報伝達経路・対応手順について



(2) 構成員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭

担任、該当学年職員、旧学級担任

(3) 対応チームの編成

○該当学年の主任を中心に対応チームを編成し、役割分担する。

- ・チーム長…生徒指導主事
- ・情報収集…学級担任、養護教諭、担任外職員
- ・関係機関への連絡や相談…教頭(生徒指導主事)
- ・マスコミ対応……教頭(教務主任)
- ・PTA対応……教頭(教務主任)
- ・保護者への対応……該当学年職員

○対応方針の確認

- ・加害者、被害者、学級児童生徒、保護者への対応方針を確認する。
- ・**「重大事態(※次頁掲載)」と判断された場合には、教育委員会を通じて市長への報告義務が生じます。**

※児童生徒や保護者から「重大事態」であるとの訴えがあった場合は、実内容にかかわらず報告義務が生じます。

「重大事態」とは (いじめ防止対策推進法)

第二十八条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - * 調査機関の主体を教育委員会、学校のどちらにするかは、教育委員会が決めます。
 - * 調査の公平性・中立性を確保するため、外部専門家の参加に努めます。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

「重大事態」発生時の報告義務について (いじめ防止対策推進法)

第三十条

- 1 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、**重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。**
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 **地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。**
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

報告内容

- 1 当該児童生徒について
(○学校名、○学年・学級・性別、○氏名)
- 2 欠席期間・当該児童生徒の状況
- 3 調査の概要
(○調査期間、○調査組織、○外部専門家が調査に参加した場合は該当者の属性)
- 4 聴取内容
(① 当該児童生徒・保護者、②教職員、③関係する児童生徒・保護者、④その他)
- 5 今後の児童生徒への支援方策

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え(p6～7参照)

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☑
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☑
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☑
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☑
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☑
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☑
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☑
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☑
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☑
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☑
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☑
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☑

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告(p16～17参照)

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況(いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等)※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他()	<input type="checkbox"/>	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況(いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等)※その時点で把握している事実関係	<input type="checkbox"/>	
	その他()	<input type="checkbox"/>	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存(p18参照)

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他()	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができています。		<input type="checkbox"/>	

◆報道等への対応(p19参照)

チェックポイント	チェック	日付
報道対応の担当者(基本的には校長や教頭等の管理職)を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備 (p25参照)

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】(p26～27参照)

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(以下1号重大事態)。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(以下2号重大事態)。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するののかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ(疑いを含む)や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>

児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】(p27～29参照)

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項(対象とするいじめ(疑いを含む)や出来事、学校の設置者及び学校の対応等)を、どのような対象(聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲)に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>

調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順)	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	
法第 28 条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する(例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど)等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項(p29参照)

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない(「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。)	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者(例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築が	<input type="checkbox"/>	

できている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定)を代理として立てるなどの対応を行った。		
--	--	--

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合(p30参照)

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等(p30参照)

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義(法第2条第1項に定める定義)や法の趣旨(重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨)等について説明した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討(p31参照)

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		<input type="checkbox"/>	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>	
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>	
	調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>	
	調査に当たっての体制(第三者委員会と事務局の役割分担等)	<input type="checkbox"/>	
	調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>	
	その他()	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		<input type="checkbox"/>	

●調査の実施

◆調査全体の流れ(p31～32参照)

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		<input type="checkbox"/>	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		<input type="checkbox"/>	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他()	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		<input type="checkbox"/>	
実施した事項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他()	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
事実関係を整理した。		<input type="checkbox"/>	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		<input type="checkbox"/>	
報告書の作成、取りまとめをした。		<input type="checkbox"/>	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明(p32～33参照)

チェックポイント	チェック
聴き取り(又はアンケート)調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告(p34～35参照)

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中で新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明(p39～40参照)

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	<input type="checkbox"/>

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明(p40参照)

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

●地方公共団体の長等への報告及び公表(p40・43参照)

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでない判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	

5) 指導方針・指導手順の決定

- ・いじめ対策委員会メンバーで相談を行い、加害児童生徒、被害児童生徒、観衆児童生徒などへの指導方策と指導の時間、場所、担当者、内容を確認する。
- ・加害児童生徒から被害児童生徒への謝罪は急がないようにする。
- ・保護者や他児童生徒から、新情報が入ることも想定して慎重に対応する。

6) 関係機関への報告(教育委員会、教育相談センター、警察、児童生徒相談所)

- ・教育委員会へ第一報を入れる(教頭、生徒指導主事)。
- ・心のケアなどが想定される場合には、教育相談センターに一報を入れる。
- ・いじめの内容によっては、児童生徒相談所、警察へ連絡する。

II 早期対応(数日中に行う対応)

1) 児童生徒の指導を行う。

- ・加害児童生徒への指導(生徒指導主事、担任など)
- ・観衆児童生徒、傍観者児童生徒への指導(教頭、教務主任)
- ・被害児童生徒への対応(担任、養護教諭、旧担任など)
- ・情報提供者への連絡(情報提供者が児童生徒の場合)

●被害者(いじめを受けた・受けている)児童生徒へ

○いじめられた児童生徒をしっかりと守る。

- ・絶対に守るという姿勢を示し、同時に「あなたは悪くない、あなたのせいではない」というメッセージを送る。

- ・本人が、何をしてほしいのかを、本人の話を傾聴しながら確認し、そのことを援助する。

●加害者(いじめをした・している)児童生徒へ

○自分の行為を振り返らせ、自分のあやまちに気付かせる。

○行為を厳しく指導する必要がある場合でも、本人の人格を決して否定しない。

○いじめている児童生徒との関係づくりを大切にし、相手への謝罪の方法などを一緒に考える。(謝罪させることを目的とした形だけの謝罪にしない。)

2) 関係機関への報告

- ・教育委員会への経過報告を行う(教頭)

3) 関係保護者への連絡・報告

- ・加害児童生徒の保護者への連絡(生徒指導主事)
- ・被害児童生徒の保護者への報告(担任)
- ・情報提供者への報告(情報提供者が保護者の場合)
- ・PTAへの連絡(いじめの内容や保護者の様子などを考慮し場合に依じて)

●被害者(いじめを受けた・受けている)児童生徒の保護者へ

- 十分に時間をかけて話を傾聴する。
- 児童生徒が何の不安もなく学校生活を送るために、どのようにする必要があるのか、一緒に考える。
- 保護者の不安や怒りなどを真摯に受け止め、それを解消することに全力を挙げることを約束する。

●加害者(いじめをした・している)児童生徒の保護者へ

- 児童生徒が二度といじめをしないために、何をすることが必要かを、一緒に考える。
- 「強く叱るだけでは、解決しない」ということを理解してもらう。
- 学校の指導への批判(いわゆる逆ギレ)に気をつける。

*事実を説明して受け止めてもらい、一緒に今後を考えていく。

*大人の目の届かない場で、誰にでも起こり得ることだと伝える。

	被害者への支援	加害者への指導	友人・知人(観衆・傍観者)への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと ・プライバシーの保護
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況(負傷している場合、病院での診療状況) ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化 ・PTSD自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> ・観衆、傍観者も被害者になること

Ⅲ 長期対応(いじめの解消と予防策実施、心のケアなど)

- ・予防策の検討と実施
- ・学級・学年経営の充実
- ・保護者への継続的な情報提供・経過報告
- ・相談機関の利用紹介

7 いじめに関するトラブルへの対策

(1) 保護者から寄せられる苦情の内容

いじめに関する保護者からの苦情では、次のような内容が多いと言われます。あらかじめ、苦情の傾向を知り、適切な対応をすることが大切です。

- 学校の対応が遅い。
- 教職員に相談したが、解決してくれない。
- 教職員の発言がいじめを助長する内容だ。
- 学校は、いじめを深刻な問題ととらえていない。

以上を踏まえると、トラブルを避けるための教職員の対応として大切なことは、次のように考えられます。

- 被害者優先の姿勢で接し、配慮のない発言をしない。
- 誠意をもって素早く対応し、学校への不信感が生じないようにする。
- 訴えを共感的態度で傾聴し、学校に非がある場合は、率直に謝罪する。
- 事実関係をはっきりさせ、保護者の一方的な思い込みを防いだり、解消したりする。
- 指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。

(2) 児童生徒が「いじめ」を行う理由として多いもの

児童生徒は、いじめを行ってしまう場合、自分の行為を次のような理由を付けて正当化・合理化します。このような理由付けが間違っていることを日頃からきちんと指導しておくことは、いじめ発生のリスクを減らし、「いじめ」という行為を踏みとどまる大切な要因になります。学級活動や道徳の時間、朝の会や帰りの会などで繰り返し指導することが大切です。

- いじめを正当化する(自分は正しい・悪くない)
 - ・理由があるからいじめてもいい。
 - ・先生に言いつけるのは卑怯だ。
 - ・暴力さえ振るわなかったら、いじめてもいい。
 - ・大人もやっているじゃないか。等
- いじめを合理化する(相手に原因がある)
 - ・いい子ぶる、かっこつけている。
 - ・約束を破る。嘘をつく。生意気だ。
 - ・きまりを守らないから、教えてやっている。
 - ・自分もいろいろ迷惑をかけられた。
 - ・みんなを代表して注意している。等
- 不満を解消するためにいじめる(誰かに当たりたい、気に入らない)
 - ・自分もいじめられたことがあるので、お返しだ。
 - ・あの子を見ているとイライラする。腹が立つ。
 - ・冗談だ。ふざけあっているだけだ。遊びだ。
 - ・いじめるのが楽しい。スカッとする。からかうと楽しい。等

8 「ネット上のいじめ」への対応

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

「ネット上のいじめ」には様々なものがありますが、手段や内容に着目すると、次のように類型化できます。実際の「ネット上のいじめ」は、分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くあります。

① 掲示板やブログ、プロフィールでの「ネット上のいじめ」

ア 掲示板やブログ、プロフィールへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ、プロフィール(プロフィールサイト)に、特定の児童生徒の誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もあります。

イ 掲示板やブログ、プロフィールへ個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフィールに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、学級全体から無視されるなどのいじめにつながりたりしたケースがあります。

ウ 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動

特定の児童生徒になりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の児童生徒の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害があります。

② メールでの「ネット上のいじめ」

ア メールで特定の児童生徒に対して誹謗・中傷の内容を送信

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の児童生徒に送信するなどして、いじめを行ったケースがある。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため(サブアドレス)、いじめられている児童生徒には、誰からメールを送信されているのか判らないこともあります。

イ 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信

特定の児童生徒を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール(チェーンメール)」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該児童生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがあります。

ウ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などの内容を送信

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼んでいます。なりすましメールは、児童生徒でも簡単に送信することができます。ホームルームの多くの児童生徒になりすまして、「死ぬ、キモイ」などのメールを特定の児童生徒に何十通も送信したケースなどもあります。

③ SNS、チャット上での「ネット上のいじめ」

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みのケースなどがあります。また、最近のケースでは、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加してきています。「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられます。

(3) いじめ発見時の児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合、次の点に留意して、児童生徒への対応・指導を行う必要があります。

① 被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を活用するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた児童生徒を守り通すことが重要です。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切です。

② 加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要です。また他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある場合があります。

③ 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、全校児童生徒への指導を行うとともに、日ごろから情報モラル教育を学校全体として行い、児童生徒が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要です。掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えます。

(携帯ネット利用教室の開催など)

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会をもち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要です。

加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要です。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校にお

ける対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となります。

書き込みに関しては、掲示板等の管理者に削除要請を保護者から出してもらうことが必要と考えられます。

*主な掲示板の削除要請先

livedoor したらば 掲示板

https://help.livedoor.com/help_form/inquiry/?sv=jbbs

せっかく 掲示板

<http://bbs3.sekkaku.net/bbs/hajji003.html> ページ右下に「管理人へ連絡」のリンクあり

気まぐれな 掲示板

<http://www2.atchs.jp/maguromaguromaguro/> ページ左上に「管理人にメール」リンクあり

2ちゃんねる

<http://info.2ch.net/guide/adv.html> 削除ガイドラインあり

9 マスコミ取材等への対応

いじめに関わる事件が発生した場合、マスコミの動きによって、事態が悪化することがあります。マスコミへの対応は、慎重に行う必要があります。教育委員会との連携を密に取りつつ対応します。

(1) マスコミからの取材の申し込み

- ・電話、来校による申し込み。
- ・対応窓口を教頭に一本化する。
- ・申し込みがあったことを教育委員会へ連絡する。

(2) 取材についてのルールの確認

- ・取材の内容、時間の確認
- ・撮影する場所の確認
- ・児童生徒への取材の有無
- ・個人のプライバシーへの配慮
- ・保護者や児童生徒が混乱を起ささないようにすること（教育的な配慮として確認）
- ・保護者や児童生徒が学校に不信感を抱かないようにすること（教育的な配慮として確認）

(3) 校長が取材を許可

- ・教育委員会へ連絡（事前に教育委員会に指導・助言、同席・待機を仰ぐ）

(4) 教職員・児童生徒保護者への連絡

- ・事実の連絡

(5) 記者会見

- 記者待機場所の確認。湯茶接待等の担当者確認。
 - ・記者の待機場所、記者会見場所などの位置関係や記者の動き（動線）にも注意する。
- 場合や内容によっては教育委員会が立ち会う。
 - ・教育委員会と連絡をとり、可能な限り同席または待機してもらう。
- 事前に質問内容を想定しリハーサルする。
 - (1) いつ (2) どこで (3) 誰が (4) どういう状況で (5) 何を (6) 何によって (7) どうした (8) 何故(理由) (9) どれくらい(期間) (10) 学校の対応について
- 学校が伝えることの確認をする。
 - ・学校は対策委員会を設置し、問題に取り組んでいること。
 - ・ことの重大さを認識していること。
 - ・問題の解決に向けて責任をもって臨むこと。
 - ・新たなことが判明し次第公表すること。
 - ・児童生徒及び保護者等へ及ぼす影響を最大限考慮してほしいこと。
- 校長から説明する。
 - ・誠意をもって、事実のみを伝える。

○質疑応答での留意点。

- ・言えないことは「言えない」とはっきり理由をつけて説明する。
- ・聞かれたことのみを的確に答える。
- ・不必要に相づちを打たない。
- ・意見、感想等を求められたときは、慎重に対応する。
- ・公開してもよい資料は、先手で配布する（教育委員会と事前調整しておく）。
- ・失言や事実と異なる話は、その場で素直に陳謝、訂正する。
- ・話を進めるために必要であれば、オフレコの活用も考慮する。
- ・質問をよく聞くこと。
- ・感情的にならないこと。
- ・現時点で判明している事実をもとに、何がわかっているかが不明なことであるのか、学校としてどう対処しようとしているのかなどを整理し、明確に伝える。
- ・肝心な情報は省かない。
- ・文書によるコメントを準備しておく。
- ・個人情報には十分に配慮する。
- ・放送日・時間、掲載日の確認をする。

(6) 教職員への報告と指示

- ・秘密の厳守。他言しないことの確認。対応窓口の確認。

(7) 関係者への説明

- ・PTA、学校評議員、地区役員など
- ・保護者会の開催
 - *PTA会長や本部と、開催の有無や内容についての協議を行う。
 - ・保護者の動揺や開催希望の状況を考慮
 - ・マスコミの反応状況を考慮
 - ・プライバシーへの配慮
 - ・児童生徒への影響を考慮
 - ・時刻、場所、内容、開催連絡方法の確認

10 いじめ解消に向けて

(1) 継続的な児童への事後指導

加害児童生徒が被害児童生徒に謝罪したからと言って、いじめが解消したわけではありません。加害児童に対して「もう二度とするな」と指導し「わかりました」との言葉を引き出したことで指導が終了したと思いたまえないことが大切です。

いじめには、加害者、被害者、観衆、傍観者の四者がおり、加害児童と被害児童の間には、根深い感情があることが多いです。さらに、被害児童（生徒）にとって、いじめられた経験は、生涯にわたって保持される記憶であるだけでなく、加害者、観衆、傍観者にとってもつらい経験であり記憶でもありま

す。関係児童生徒と担任が個別に面談を繰り返すなど、継続的な事後指導を行い、再発の防止と心のケアを継続していく必要があります。

(2) 保護者との連絡・経過報告の継続、報告の内容

いじめが発生した場合、それは保護者にとっても、本当に辛い経験になります。被害児童生徒の保護者にとっては、毎日の生活が心配です。長期間にわたって、児童生徒からその日の学校生活の様子を聞き、安全を確認し続けることが多いです。

担任をはじめ学校側では、こうした保護者の心情を思いはかり、学校の様子を継続的に連絡していくことが大切です。些細な生活の様子を伝えていくことで、保護者からすれば、担任の先生が子どもの様子を詳しく見てもらっているという「安心感」が得られるようになります。いじめ発見後の数週間（一般的には3週間）は、ほぼ毎日連絡をすることが大切になります。その後も、少なくとも週に1度ほどは、様子を報告し続ける（一般的には3ヶ月間）ことが大切です。また、機会を設けて、保護者と担任が、何度か面談を行っていくことも大切です。

連絡内容としては、児童生徒の生活の様子、加害（被害）児童生徒の生活の様子、両者の関わり状況、学級や所属する集団の様子や雰囲気などが考えられます。

(3) 専門機関との連携

いじめが発生した場合、関係児童生徒や保護者には、心に大きな傷ができてしまいます。児童生徒や保護者の精神的な安定を図るため、専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する必要があります。

いじめが発生した要因の一つとして、発達の遅れがあると考えられる場合には、特別支援教育関係の専門家との連携も必要になります。いじめ対策委員会で、関連する児童生徒、保護者の様子をできる限り把握し、専門機関と連絡を取り合い、ケアをしてきます。

-4*相談先

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・スクールカウンセラー（桜中） | 857-2038 |
| ・教育相談センター | 029-866-2211 |
| ・児童相談所 | 029-821595 |

(4) いじめ解消の見極め

以上の内容を考慮すると、「いじめが解消した」と考えられるまでには、少なくとも数ヶ月、場合によっては数年間の経過観察が必要になります。また、つくば桜学園の生活9カ年を見通して、いじめの事実を確実に引き継いでいくことが大切です。

11 再発防止に向けた校内指導体制の充実

(1) 全職員の危機意識の高揚

子どもたちと日々のふれあいを大切にし、日常生活の中で、いじめの早期発見に努めることが大切です。全職員で、休み時間を含めた、児童生徒の学校生活の様子を監察していき、職員の目の届かない「隙」をつくらないようにする必要があります。特に、職員が職員室に集まる時間帯や目の届きにくい場所を見回る体制を構築する必要があります。

児童生徒の気になる行動を目にした場合には、すぐに、担任、関係職員、部活動顧問など関係する職員全員に、様子を連絡する体制や雰囲気をつくることも大切です。複数の目で児童生徒の生活をみていくことは、いじめの防止と早期発見に最も重要なことであると思われます。

(2) 指導力向上のための研修の充実

いじめの問題、生徒指導の問題については、専門家を招いての研修を行ったり、ケース検討会を開いたりして、教師の指導力や問題発見能力を向上させていくことが必要です。また、形を整えて行う研修の他に、職員間で、問題への対処の経験を話し合う習慣や雰囲気をつくることも大切です。経験を話し合い共有することで、それぞれの職員が、指導方法や指導の智慧(考え方など)を豊かにしていくことができます。

(3) 学校環境の整備

児童生徒の周りの環境が与える影響は小さくありません。机の上や校舎内の落書き、掲示物の乱れなどは(すさんだ雰囲気を醸し出すため)いじめが起こる遠因になります。見つけ次第、復元していくことが大切です。

また、特定の児童生徒の作品・写真への落書き・傷は、いじめの兆候と考えられます。学級担任や防火責任者が常時、環境を点検することが必要です。担当の職員以外の者が、教室や廊下の環境、児童生徒の机の上や机の中、ロッカーなどを点検する体制を作り、二重に確認していくことも大切です。

(4) 児童生徒のいじめ対応能力を高める

いじめが発生してしまった場合、児童生徒の間にも、いじめを二度と起こしてはならないという思いが大きくなります。日頃のいじめ発生予防策に加え、学級活動や道徳の時間他を用いて、いじめの構造や発生しそうな状況での対応策を考える、いじめを許さない心の育成などを、繰り返し行っていくことが大切です。

教師の「いじめを許さない」「いじめを起こさない」という強い意志と言動が、児童生徒にも伝わり、いじめを再発させない集団に育っていくよう、指導を続けて行くこととなります。

(5) 学級の荒れの兆候と予防・対処について(抜粋)

教室の環境について

1. 教室にゴミが落ちていることが多い。
2. 休み時間や教室移動で子供たちがいない教室で、椅子が出ている。机の上が散らかっている。
3. 落書きが目立つ。
4. 落書きに友達の悪口やいじめ的な要素、教師や学級運営への悪口・批判が加わる。
5. 教室や学校の備品、子供の持ち物など、物が隠される。
6. 物が壊される。

教師の指示と児童の様子について

7. 授業が始まるまでの時間が長い。
8. 指示が通りにくい。
9. 指示に対してわざと反応を遅らせている素振りが見られる。(消極的指導不服従)
10. 指示に対して「うっとうしい」「だるい」という態度を露骨に表す。(消極的指導不服従)
11. 普通に注意しても、怒鳴っても効き目がない。(積極的指導不服従)
12. 叱っても、聞き流される。(積極的指導不服従)
13. 叱っているときにニヤけている。(消極的指導不服従)

授業の様子について

14. 子供同士でアイコンタクトをとっている。
15. テストなどのプリントを返す時におしり取るようにして受け取る。
16. 授業中に私語が多く、静かになっている時間が長続きしない。
17. 奇声を発している子供が複数人いる。
18. 授業中にだれも発言しなくなる。発言を嫌がる子供が多い。
19. 授業中にトイレに行く子供がやけに多い。
20. 授業中に保健室に行く子供がやけに多い。

学習習慣や学級活動について

21. 授業中に寝ている子供、姿勢が悪い子供、体が前を向いていない子供がいる。
22. ノートやプリントに書く字が乱れている子供が多い。
23. プリントが床に落ちていることが多い。
24. 子供が黒板にした落書きが、授業が始まっても消されていない。
25. 忘れ物がクラスの3割を超えることが多い。

児童が仕事をやる様子について

26. 休み時間終了のチャイムが鳴って5分しても帰ってこない。
27. 掃除の後、あまりきれいになっていない。(ごみが捨てられていない等)
28. 仕事を押し付けあう。

児童間の雰囲気について

29. 教室で物を投げる。
30. グループを作り、グループ以外の友達との交流をしようしない。
31. 間違えた発言をした子供をクスクス笑う。または、馬鹿にする。
32. 正論が通らず、人に注意をする子供が少なくなる。

- 33. 強い者になびき、弱いものに冷たくなって、子供の人間関係の基本が弱肉強食になっている。
- 34. 机を離すなど、露骨に人を嫌う。

各児童の様子について

- 35. 言動が粗暴で、「きしょい」「きもい」「むかつく」「殺す」「死ね」等の言葉を発する子供が多い。
- 36. キレやすい子供が多く、喧嘩が頻発する。止める者もいない。
- 37. 学級で行事をやろうと言ったときに「やりたくない」という声上がる。
- 38. けがが多い。
- 39. 教師がお願いごとをしたら、億劫がる子供が多い。

学習の定着について

- 40. 前年度以前に習得すべき漢字や計算の力が身につけていない(正答率 60%以下が目安)子供がクラスの3分の1以上いる。

○該当する項目があった場合には、他の職員と協力して解消を目指す。

別冊の予防、対処方法を参考にして対応する。

○児童のため、保護者のため、地域のため、私たち教師のために、

荒れがない学級を、児童の仲が良い、楽しく思いやりがある学級を作っていきます。